令和7年度　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

赤 穂 市

1 趣旨

赤穂市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について、3に定める障害者就労施設等（以下「施設等」という。）が提供する物品等に対する受注の機会の拡大を図ることによって、施設等で就労する障がいのある人の自立を促進することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、方針を定める。

2 適用範囲

本調達方針は、赤穂市の全ての部署に適用する。

3 調達の対象となる施設等

本調達方針により、物品等を調達する対象事業者は、次に定める施設等とする。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設）

（2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設

（3）障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に規定する事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する特例子会社

イ 次の①から③の条件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所

① 障がいのある人の雇用数が 5 人以上

② 障がいのある人の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい及び精神障がいのある人の割合が 30%以上

4 調達の対象となる物品等

赤穂市が調達する物品等について、施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5 物品等の調達目標

赤穂市が、施設等から調達する物品等の目標額は次のとおりとする。

令和7年度目標額　3,850 千円

6 物品等の調達の推進方法及び留意する事項

(1)調達の推進に必要な情報の収集

施設等が受注可能な物品等について、社会福祉課は各施設等から必要な情報収集を図るものとする。

(2)調達の推進に必要な情報の提供

施設等が受注可能な物品等について、社会福祉課は各部署へ必要な情報提供をするものとする。

(3)施設等の受注機会増大のために発注所管課が講ずる措置

ア 施設等が受注可能な物品等があれば、調達の可能性を検討のうえ、優先的な発注に努めるものとする。

イ 施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定、赤穂市契約事務処理要領第8条別表2随意契約の基準及び赤穂市随意契約ガイドラインに基づき、随意契約によることができるものとする。

ウ 物品等の調達にあたって、対応可能な施設等が複数ある場合は、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮し、数多くの施設等が受注できるように努める。

エ 物品等の調達にあたっては、施設等からの物品等の納期等の設定に配慮するとともに、適正な発注量となるよう考慮するものとする。

(4)調達の推進に向けた連携

施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁あげて各部署が本方針の趣旨を理解し、継続的かつ安定的な取り組みを進めるものとする。

7 調達の報告

各部署は、調達した場合、下記9の担当窓口に会計年度終了後7日以内に実績を報告するものとする。

8 調達実績の公表

本方針に基づき調達した物品等について、社会福祉課は会計年度終了後に実績の取りまとめを行い、公表するものとする。

9 担当窓口

健康福祉部社会福祉課障がい福祉係

障害者就労施設等からの物品等調達推進の流れについて

次年度各施設等の取扱う物品等の照会･取りまとめ 【障がい福祉係】

↓

当該年度調達方針の策定 【障がい福祉係】

↓

庁内各課に取り扱い物品等、調達方針の周知 【障がい福祉係】

↓

物品等の提供が可能な施設等に
メールまたはFAXにて発注の呼びかけ【各所管】

提供可能施設が1カ所の場合

1社随契を可能とする。

提供可能な施設が複数の場

①数量、施設の体制等を勘案して、公平に分担できる物品等については、分割方式で発注し、それぞれの事業所と契約する。
②作業能力や生産能力の違い等で、公平に分担することが困難な物品等については、随契理由書にその理由を付し、1施設等と随意契約できるものとする。
その際は、施設間の公平性を保つため、次回からの同様の発注に関して、発注内容により対応可能であれば、今回発注した施設等以外の他の施設等から優先的に発注するものとする。

↓

各所管と施設の間で協議･契約･発注等事務手続き【各所管】

4月　調達実績の照会 【障がい福祉係】

↓

6 月　調達実績の公表 【障がい福祉係】